

令和 6 年 6 月 14 日現在

機関番号：33906

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2022～2023

課題番号：22K20260

研究課題名（和文）子どもの人権を侵害してしまう保育者の潜在意識の可視化

研究課題名（英文）Visualization of the subconscious of childcare providers who can subconsciously infringe on children's rights

研究代表者

磯村 正樹（Isomura, Masaki）

椋山女学園大学・教育学部・講師

研究者番号：20965438

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,400,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、子どもの人権を侵害してしまう保育者の潜在意識を可視化することを目的とし、保育者を対象とした質問紙調査を実施した。分析の結果、中堅保育者の「子どもを自分の思い描く通りに行動させたい。そのためには強く言うことも時には必要」と理想の保育を追求する姿勢、若手保育者の「子どもと対等でない関係」への潜在的な憧れが、子どもの人権への意識を低下させる要因となりつることが示唆された。また、子どもの人権への意識は保育経験を積むことによって高まるとはいえないことが示唆された。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の意義は3点ある。1点目は、子どもの人権を侵害してしまう保育者の潜在意識の一端を明らかにしたことにより、不適切な保育の未然防止や改善に寄与できることである。2点目は、保育者の子どもの人権への意識は保育経験によって高まるとはいえないことを示したことにより、実践知とは異なる保育者の専門性の領域を拓いたことである。3点目は、子どもの人権の中でも能動的権利として注目されている子どもの意見表明権についての具体的な視点を提示したことにより、従来感覚的に捉えられてきた子どもの人権を具体的に理解するための視座を提供したことである。

研究成果の概要（英文）：A questionnaire-based survey was conducted to visualize the subconscious of childcare providers who can subconsciously infringe on children's rights. The results of the analysis were as follows. Mid-career childcare providers tend to pursue ideal childcare practices, including "a desire to have children behave as the childcare provider wishes and, for this purpose, it is sometimes necessary to say things in a strong tone." In addition, young childcare providers exhibit a latent desire for "unequal relationships with children," indicating that these could be the factors that contribute to a decreased awareness of children's rights. The study highlighted that awareness of children's rights does not necessarily increase with experience in childcare work.

研究分野：幼児教育学・保育学

キーワード：子どもの人権 子ども意見表明権 子ども意見の尊重 不適切な保育 保育者の人権意識

様式 C - 19 , F - 19 - 1 , Z - 19 (共通)

1 . 研究開始当初の背景

保育所保育指針に「保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない」と述べられているように、保育者は子どもの人権を理解し、子どもの人権を尊重した保育を行うことが求められている。しかし現実には不適切な保育が社会問題となり、不適切な保育とまでは言い切れないが子どもの人権を尊重しているとは言い難い保育も散見される。キャンサースキャン(2021)による『不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き』によれば、不適切な保育が生じる背景として、保育者一人一人の認識の問題と職場環境の問題がある。子どもの人権や人格尊重の観点に照らして、どのような子どもへの関わり方が適切なのか保育者が十分に理解していないこと、施設における職員体制が十分でないなど適切でない保育を誘発する状況が生じていることがその背景として考えられている。不適切な保育を防ぎ、子どもの人権への意識を高めるため、全国保育士会によるセルフチェックリストの作成、園内研修など様々な取組が行われている。

保育施設における子どもの人権に関する問題は、インクルーシブ保育、多文化共生保育、ジェンダーや虐待の問題など様々に研究や実践が積み重ねられており、不適切な保育に関する研究も行われている。植村(2020)は、保育施設におけるマルトリートメントの発生要因を検討し、職員間のコミュニケーションがマルトリートメントの防止策となりうることを指摘している。大西ら(2022)は同僚保育者が見た不適切な保育の事例を収集し、全国保育士会が作成したセルフチェックリストにはない問題として、保育者自身の資質、専門職としての知識・技能の不足、職員間の連携不足、園の方針、管理職の管理責任放棄の問題を挙げている。また、不適切な関わりをしていた保育者は先輩の保育士・幼稚園教諭が最も多く、不適切な関わりは経験年数によらないことを指摘している。保育における子どもの人権に関する研究、不適切な保育に関する研究は蓄積されつつあるが、保育者がなぜ子どもの人権を侵害する言動をしてしまうのか、保育者の潜在意識に焦点を当てた研究はほとんど行われていない。

子どもの人権について「誰ひとり取り残さない」「多様性の尊重」「ジェンダー平等」「子どもの意見の尊重」など、保育者は理念として理解をしていますが、実際の保育場面では、保育者が無意識に子どもの人権を侵害することが起こり得る。そこには子どもの人権についての理念の理解と保育者の実践とのズレが生じていると考えられる。保育者は子どもの人権について理解しているはずであるが、なぜ理解していても子どもの人権を侵害する言動をしてしまうのか。人権侵害をしてしまう潜在意識は何か。保育者の潜在意識を可視化することは、不適切な保育の防止、さらには保育の質の向上に資すると考える。

2 . 研究の目的

本研究の目的は、子どもの人権を理解していても侵害してしまう、その潜在意識を可視化することである。

3 . 研究の方法

研究 : 保育者の子どもの人権への意識に関する調査

目的: 法的に処罰の対象となるような、明らかに人権侵害と捉えられる関わりではない保育者の言動についての質問紙調査を実施し、保育者の子どもの人権への潜在的な意識を検討した。

調査時期: 2022年11~12月

対象者: 幼稚園、保育所、認定こども園の3~5歳児クラスの担任保育者、園長、主任(346名)

手続き:

・子どもの人権を侵害する関わりの項目作成にあたり、人権に関する文献や、保育のタブー事例・不適切な事例などを含めた文献をもとに、保育者の言動の事例を収集した。子どもの権利委員会の一般的意見等を参考に、事例の偏りがないように精選し、子どもの意見表明権、ジェンダー、身体的暴力に関する項目を作成した。

・「以下の言動を他の保育者がしたとしたら、あなたは違和感を覚えますか」と尋ね、自らの保育ではなく他者の保育を見たと仮定することにより、保育者の潜在的な子どもの人権への意識を浮き上がらせることができると考えた。

・それぞれの質問項目について「とても違和感を覚える:4点」「どちらかという違和感を覚える:3点」「どちらかという違和感を覚えない:2点」「違和感を覚えない:1点」の4件法で回答を得た。

分析方法: 子どもの人権への意識と保育経験年数との関連を明らかにするため、2要因分散分析を行った。統計処理にはIBM SPSS Statistics 29を使用した。高濱(2000)の先行研究をもとに、保育経験年数1~4年の保育者を若手(67名)、5~10年を中堅(103名)、11~20年を熟練前期(88名)、21年以上を熟練後期(87名)の4群に分けた。

研究 : 子どもの人権に関する研修の実態に関する調査

目的: 子どもの人権に関する研修の受講経験や内容、また今後の研修のあり方等についての質問紙調査を行い、子どもの人権に関する研修の実態と保育者の意識を明らかにすることを目的とした。

調査時期: 2023年11~12月

対象者: 幼稚園、保育所、認定こども園の保育者(205名)

調査内容: 子どもの人権に関する受講経験や内容、今後受講したい子どもの人権に関する研修の

内容や頻度、子どもの人権を尊重する保育を行う上での不安や困難感について質問した。
分析方法：自由記述を分析するにあたり、解析ソフトとしてKH Coder を使用し、テキストマイニングに基づいて分析を行った。

4. 研究成果

研究：保育者の子どもの人権への意識に関する調査

保育者の子どもの人権への意識について、子どもの意見表明権、ジェンダー、身体的暴力の3つの観点から分析を行った。

(1) 保育者の子どもの意見表明権への意識

子どもの意見表明権に関する21項目について、探索的因子分析(最尤法・プロマックス回転)を行った。累積寄与率、解釈可能性の高さから最終的に4因子を抽出した。項目抽出の条件を、因子負荷量.30以上、複数の因子に高い負荷量を示さないことを条件にした結果、2項目が除外された。4因子を「高圧的な関わり」「優しい命令」「人格を否定する関わり」「虎の威を借る関わり」と命名した。各項目について、保育経験年数との関連を明らかにするため、2要因分散分析を行ったところ、19項目中12項目で有意な差が見られた。

「高圧的な関わり」因子では、10項目中6項目に有意差が見られ、有意差の見られた6項目全てにおいて中堅保育者より熟練後期保育者の方が強く違和感を覚えていた。この結果は、中堅保育者の仕事に対する責任や理想の保育を追求する姿勢が、子ども意見表明権への意識を低下させる要因となりうることを示している。子どもを自分の思い描く通りに行動させたい、そのためには強く言うことも時には必要、という中堅保育者の潜在意識が、子どもの意見表明権を侵害する関わりにつながることを示唆された。

「優しい命令」因子では、5項目中4項目に有意な差が見られ、いずれの項目も熟練後期保育者が強い違和感を覚えていた。「優しい命令」因子では、質問項目ごとに差はあるものの、他の3因子の項目と比べて平均値が低く、違和感を覚えにくい傾向にあった。この理由として、命令的な関わりより穏やかに促す関わりの方が保育者に好まれ、日常的に使われることが考えられる。優しく言えばいい、強い口調でなければいいという保育者の潜在意識が、子どもの意見表明権への意識を低下させる要因となりうることを示された。

「人格を否定する関わり」因子では、「高圧的な関わり」因子と同じく、中堅保育者が違和感を覚えにくく、理想の保育を追求する姿勢が子ども意見表明権への意識を低下させる要因となりうることを捉えられた。

「虎の威を借る関わり」因子では、若手保育者と熟練後期保育者の間に有意差が見られた。「鬼が来るよ」などと言って子どもを急かすことは、子どもを叱らずに行動を促す保育者の言葉がけとして、経験の少ない保育者ほど無自覚に、あるいはむしろ巧みなテクニックと考えて使う可能性がある。若手保育者の、子どもと対等でない関係への潜在的な憧れが、子どもの意見表明権への意識を低下させる可能性を示唆された。

有意な差が見られた子どもの意見表明権に関する12項目全てにおいて、熟練後期保育者の方が他の保育者より強く違和感を覚えていた。中には熟練後期保育者が他の3群より突出して違和感を覚えた項目が3項目あり、熟練後期保育者の方が子どもの意見表明権への意識が高いことが推察された。しかし、若手保育者、中堅保育者、熟練前期保育者、熟練後期保育者と徐々に違和感が強まったのではなく、若手保育者、中堅保育者、熟練前期保育者の間に有意な差が見られた項目はわずか1項目であった。保育経験を積むことによって子どもの意見表明権の意識が高くなった可能性もあるが、熟練後期保育者が園長、主任等担任外保育者であると推察されることから、立場の違いによるものと解釈された。

(2) 保育者のジェンダーへの意識

ジェンダーに関する6項目では、『女の子に「女の子なのにわんぱくね」と言う』『男の子に「男の子なんだから泣かないの」と言う』の2項目について、9割を超える保育者が「とても違和感を覚える」「どちらかという違和感を覚える」と回答しており、強い違和感を覚えると捉えられた。一方で『世話好きな女の子に「さすが女の子だね」と言う』では約3割の保育者が「どちらかという違和感を覚えない」「違和感を覚えない」と回答し、『力持ちの男の子に「さすが男の子だね」と言う』では4割を超える保育者が「どちらかという違和感を覚えない」「違和感を覚えない」と回答しており、ジェンダーに関する否定的な発言より肯定的な発言の方が違和感を覚えにくく、無自覚に使われる可能性を示唆された。しかし、肯定的な言葉であっても子どものジェンダー観に影響を与える可能性がある。

ジェンダーに関する6項目と保育経験年数との関連を明らかにするため、2要因分散分析を行ったところ、3項目に有意な差が見られた。『女の子に「女の子なのにわんぱくね」と言う』の項目について若手保育者は熟練前期保育者より有意に強い違和感を覚えていた。また、『男の子に「男の子なんだから泣かないの」と言う』について若手保育者は熟練前期保育者・熟練後期保育者より有意に強い違和感を覚えていた。ジェンダーに基づいた否定的な言葉は、保育経験の少ない若手保育者の方が強い違和感を覚えることが示された。また、『「お父さん座り」「お母さん座り」という言葉を使う』について、熟練後期保育者は中堅保育者より有意に強い違和感を覚えていた。「お父さん座り」「お母さん座り」という言葉はいずれの群においても違和感を覚えにくく、保育で日常的に使われていることが推察されるが、熟練後期保育者は園長・主任保育者という立場からジェンダーに関する言葉に自覚的である可能性を示唆された。

(3) 保育者の子どもへの身体的暴力への意識

身体的暴力に関する項目では『悪いことをした子どもの尻を軽く叩く』『友達を叩いた子どもに、叩かれた痛みを分かせようとして、同じように叩く』等、若手、中堅、熟練前期、熟練後期のいずれの群においても強い違和感を覚えており、保育経験年数との間に有意な差は見られなかった。『並ぶのが遅い子どもの腕を引っ張って並ばせる』項目のみ、中堅保育者と熟練後期保育者に有意な差が見られ、熟練保育者の方が強い違和感を覚えていた。子どもの意見表明権と同様、子どもを自分の思い描く通りに行動させたい、そのためには強権的な関わりも時には必要、という中堅保育者の潜在意識が、子どもの人権を侵害する関わりにつながることを示唆された。

研究：子どもの人権に関する研修の実態に関する調査

(1)子どもの人権に関する研修の受講経験

156人(76%)の保育者は子どもの人権に関する研修の受講経験があった。研修の受講経験のある保育者に、研修の頻度を尋ねたところ、「数年に1回」35人(23%)、「年1回程度」45人(29%)、「年2~3回程度」27人(17%)、「年4回以上」3人(2%)、「定期的には受講していない」38人(25%)、その他の回答7人(5%)であった。受講の頻度にはばらつきがあり、特徴的な傾向は見られなかった。受講した研修の形態は、「園の職員のみによる園内研修」90人(36%)、「集合型研修(オンライン研修含む)」87人(34%)、「外部講師による園内研修」34人(13%)、「動画視聴による個人研修」36人(14%)、その他の研修6人(2%)であった。園の職員のみによる園内研修あるいは集合型研修が中心であった。

(2)子どもの人権を尊重する保育を行う上での不安や困難感

子どもの人権を尊重する保育を行う上での不安や困難感について、「かなりある」15人(8%)、「どちらかと言えばある」102人(52%)、「どちらかと言えばない」62人(32%)、「全くない」17人(9%)であった。保育経験年数4群ごとに不安・困難感を検討したところ、いずれの群においても半数以上の保育者が不安や困難感を抱いており、経験を積んだ保育者であっても不安や困難感が少ないとはいえないことが明らかとなった。

いずれの群においても、不安の大きな理由として「子どもの人権を尊重していると思っているが、本当に尊重しているのか自信がもてないこと」「どのような保育者の言動が子どもの人権を侵害するのか分からないこと」が挙げられた。不安についてのエピソードとして、食事を食べるのを嫌がる子、活動を嫌がる子、トイレに行きたがらない子、まだ遊びたいと言う子などへの対応が子どもの人権を尊重していないのではないかと不安や、今まで当たり前に行ってきた保育が当たり前でなくなったり、不適切な保育が話題になったりして自らの保育に自信がもてなくなったことが挙げられた。また、困難感の大きな理由として「過度に意識して保育が萎縮してしまうこと」「保護者に誤解を招かないように気をつけなければならないこと」が挙げられた。困難感についてのエピソードとして、食事やトイレなどを嫌がる子への対応についての困難感、不適切な保育になっていないかを気にして保育に迷いが生じることへの困難感、人手が足りない・保育を進めなければならないなどの理由から子どもの思いを尊重したくてもできないことへの困難感、同僚の保育者の子どもへの関わりに違和感を覚えても言えないことへの困難感などが挙げられた。

(3)保育者の望む、今後の研修のあり方

子どもの人権に関する研修はほぼ全ての保育者が必要だと考えており、そのうち半数以上の保育者が「子どもの人権について学ぶことは大切だから」を理由として挙げていた。不適切な保育をしたくない、自らの保育がこれで良いのか不安、というネガティブな動機から研修を望む保育者がいる一方で、子どもの人権について理解することが保育において大切であるというポジティブな動機から学びたいと考えている保育者が多いことが明らかになった。

子どもの人権に関する研修について、7割を超える保育者が年1回以上行うことが望ましいと考えており、子どもの人権に関する十分な理解は1回の研修で得られるものではなく、定期的に行う必要があると考えている。また研修の形態については外部講師による園内研修のニーズが高かった。

希望する研修内容についての自由記述をテキストマイニングを用い、共起ネットワークで分析したところ、「自分の保育を振り返る研修」「実際に行っている保育を共有する研修」「事例や場面を挙げ、話し合う研修」「子どもの人権、または子どもの人権を尊重する保育についての研修」「他園の話聞き、意見交換をする研修」「子どもへの対応の仕方を考える研修」「具体的な事例をもとにした研修」が求められていることが示された。

総括

本研究では、若手保育者の子どもと対等でない関係への潜在的な憧れ、中堅保育者の理想の保育を追求する姿勢が子どもの人権への意識を低下させる要因となることを示した。さらに、園長、主任等はより多面的な視点、組織の管理運営という視点から保育と向き合うことにより、子どもの人権への意識が強まると考えられた。しかしながら、子どもの人権への意識は保育経験を積むことによって高まるものではないことが明らかとなった。また、8割以上の保育者は子どもの人権に関する研修を受講したことがあるものの、研修の内容は多様であり、研修を受講することによって必ずしも不安や困難感は解消されず、子どもの人権への意識は高まるとはいえないことが明らかとなった。今後は、保育における「子どもの人権の十分な理解」を解明し、子どもの人権を尊重する保育を行うための体系的な研修のあり方についての研究が必要と考える。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 磯村正樹, 鈴木裕子	4. 巻 62
2. 論文標題 子どもの人権に対する保育者の潜在的な意識 「子どもの意見表明権」を焦点として	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 保育学研究	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 磯村正樹, 鳥田弘子, 渡邊拓真
2. 発表標題 子どもの人権を保育者はどのように意識しているのか
3. 学会等名 日本保育学会第76回大会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 磯村正樹, 鳥田弘子
2. 発表標題 保育者の潜在的なジェンダー観を探る
3. 学会等名 日本乳幼児教育学会第33回大会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 磯村正樹, 渡邊拓真
2. 発表標題 保育者は人権に関する研修に何を求めるのか
3. 学会等名 日本保育学会第77回大会
4. 発表年 2024年

1. 発表者名 Masaki Isomura , Takuma Watanabe
2. 発表標題 27. Japanese Preschool Teachers ' Awareness Regarding Children ' s Rights: Focusing on Preschool Teachers ' Years of Childcare Experience
3. 学会等名 The 2024 PECERA Annual Conference (国際学会)
4. 発表年 2024年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------